

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資 (不況業種対策関係)

新型コロナウイルス感染症により重大な影響が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、対象業種として、旅館・ホテル、食堂、レストランなどの40業種を追加して運用いたします。

融資対象 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種^(※)で、次のいずれかに該当する中小企業者

- (1) 直近3カ月の売上高等が前年同期比5%以上減少している者
- (2) 直近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者。ただし、最近3カ月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る。

※対象となる業種は、中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp>) の「セーフティネット保証制度(5号)」でご確認いただくか、市町村・商工担当課、県・商業振興金融課にお問い合わせください。

限度額 運転資金 5,000万円

融資利率 5年以内 1.3% 10年以内 1.5%

保証料率 0.8%

償還期間 10年以内(1年以内の据置を含む)

申込書類 市町村長の認定書(セーフティネット保証5号)、納税証明書、財務書類などが必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行
県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

- ▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼
- 場所** 県庁別館3階 商業振興金融課
- 相談時間** 9:00~16:00 水、木、金(月、火は金融担当職員が対応します)
- 電話番号** 055-223-1554(直通)

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 商業振興金融課
TEL 055-223-1538(直通)